

新宿区介護保険における利用者負担額の軽減制度事業実施要綱

- 13 新福高介第 1555 号
- 15 新福高介第 482 号
- 16 新健介給第 465 号
- 17 新健介給第 293 号
- 18 新健介給第 209 号
- 21 新福介給第 157 号
- 23 新福介給第 551 号
- 24 新福介給第 560 号
- 26 新福介給第 166 号
- 26 新福介給第 1195 号
- 27 新福介給第 123 号
- 27 新福介給第 964 号

(目的)

- 第1条 この要綱は、介護保険の利用者(以下「利用者」という。)のうち低所得者で特に生計困難である者及び生活保護受給者を対象として介護保険サービスの利用に係る負担を軽減する事業(以下「軽減制度事業」という。)を行い、もって介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。
- 2 この事業は、国の「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」(平成12年老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知。)(以下「国の要綱」という。)並びに東京都の「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」(平成13年福保介第625号)及び「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱」(平成13年福保介第627号)に基づいて行う。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 対象サービスは軽減制度事業の対象となるサービスをいう。
 - (2) 社会福祉法人等は対象サービスを提供する社会福祉法人、都道府県及び市町村(特別区を含む。)をいう。
 - (3) 民間事業者は対象サービスを提供する事業者で、社会福祉法人等以外の者をいう。
 - (4) 軽減対象者は軽減制度事業の対象となる利用者をいう。
 - (5) 利用者負担額は軽減対象者が負担する額をいう。
 - (6) 基準収入額は軽減対象者が属する世帯(以下「世帯」という。)における年間の収入額で、次の区分により当該掲げるものをいう。
 - ア ひとり世帯は150万円
 - イ ア以外の世帯は 150万円に世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額
 - (7) 基準預貯金額は申請時における世帯の預貯金額で、次の区分により当該掲げるものをいう。

ア ひとり世帯は 350 万円

イ ア以外の世帯は 350 万円に世帯構成員が 1 人増えるごとに 100 万円を加えた額

(対象サービス)

第 3 条 軽減制度事業の対象サービスは、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 8 条、第 8 条の 2 並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)第 5 条による改正前の法第 8 条の 2 第 2 項に規定する次の各号に掲げる種類のものとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 訪問入浴介護
- (5) 訪問看護
- (6) 訪問リハビリテーション
- (7) 通所リハビリテーション
- (8) 短期入所療養介護
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (10) 夜間対応型訪問介護
- (11) 認知症対応型通所介護
- (12) 小規模多機能型居宅介護
- (13) 地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護
- (14) 看護小規模多機能型居宅介護
- (15) 地域密着型通所介護
- (16) 介護福祉施設サービス
- (17) 介護予防訪問介護
- (18) 介護予防通所介護
- (19) 介護予防短期入所生活介護
- (20) 介護予防訪問入浴介護
- (21) 介護予防訪問看護
- (22) 介護予防訪問リハビリテーション
- (23) 介護予防通所リハビリテーション
- (24) 介護予防短期入所療養介護
- (25) 介護予防認知症対応型通所介護
- (26) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (27) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに定める第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び同号ロに定める第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る)

(事業者)

第 4 条 軽減制度事業の主体は、社会福祉法人等及び民間事業者(以下「事業者」という。)とする。

2 区長は、この要綱に基づいて利用者負担額を軽減しようとする事業者に対し、「生計

困難者等に対する利用者負担額軽減申出書」(第1号様式)により、区長及び東京都知事に申し出をさせるものとする。

- 3 前条第1号から第3号、第9号から第18号、第24号及び第25号に掲げるサービスにあつては、国の要綱に基づき、他の道府県知事又は指定都市市長及び中核市市長(以下「他の道府県知事等」という。)に申出を行っている社会福祉法人等も軽減制度事業の主体とする。

(軽減対象者)

第5条 軽減対象者は、世帯の全員(当該軽減対象者を含む。)の市町村民税(特別区民税を含む。)が非課税であり、かつ、第3項の規定に基づき特に生計が困難である者及び生活保護受給者で区長が認めた者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、軽減対象者に当たらないものとする。
 - (1) 対象サービスが訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)である場合には、「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置実施要綱」(厚生労働省通知)の適用を受けている者
 - (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設における旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者
 - (3) 法令等による減額措置、その他の公費負担により利用者負担額の軽減を受けている者。ただし、当該軽減が及ばない前号に定める対象サービスについては、この限りではない。
- 3 第1項に規定する特に生計が困難である者は、次の各号のすべての要件に該当する者とする。
 - (1) 年間収入が基準収入額以下であること。
 - (2) 世帯の預貯金額が基準預貯金額以下であること。
 - (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
 - (4) 負担能力のある親族に扶養されていないこと。
 - (5) 介護保険料を滞納していないこと。
 - (6) 介護保険料の徴収権消滅期間があることにより、法第69条に基づき被保険者証に「給付額減額等の記載」がされていないこと。

(利用者負担額)

第6条 利用者負担額は、軽減対象者が対象サービスを利用する際に負担する額のうち次の各号に掲げるものとする。

ただし、第3条の対象サービスのうち(3)(13)(15)又は(18)に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

なお、生活保護受給者については、対象サービスのうち社会福祉法人等の場合第3条の(3)(13)(15)(18)、民間事業者の場合第3条の(3)(18)における個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 介護費負担

- (2) 食費負担
- (3) 居住費（滞在費）負担
- (4) 宿泊費負担

（軽減の程度）

第7条 軽減制度事業における利用者負担額を軽減する程度は、利用者負担額の4分の1（第5条第1項に規定する者で高齢福祉年金受給者は2分の1）とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

（区による助成の割合）

第8条 区は、区長及び東京都知事に対して申出を行った事業者が利用者負担額を軽減した総額のうち、その2分の1を助成する。

2 区は第4条第3項の他の道府県知事等に申出を行った社会福祉法人等が利用者負担額を軽減した総額のうち、当該社会福祉法人等の本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が1%を超えた部分に対してのみ、その2分の1を助成する。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減する社会福祉法人については、軽減した総額のうち当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担額収入に対する割合が10%を超えた部分については、その全額を助成するものとする。

（軽減の申請等）

第9条 区長は、この要綱に基づいて利用者負担額の軽減を受けようとする者に対し、「利用者負担額軽減対象確認申請書」（第2号様式）（以下「確認申請書」という。）に「収入及び預貯金申告書」（第3号様式）（以下「申告書」という。）及び「資産及び扶養の有無に関する申告書」（第4号様式）（以下「申告書」という。）を添付して、申請させるものとする。

2 前項の申請は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第26条に規定する被保険者証（以下「被保険者証」という。）を提示して行わせるものとする。

3 第1項の申請を受けた区長は、速やかに調査をし、軽減対象者に関する決定を行うものとする。

4 前項の決定が軽減対象者と認めるものである場合には、区長は、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、「生計困難者に対する利用者負担額軽減対象決定通知書」（第5号様式）（以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、「利用者負担額軽減確認証」（以下「確認証」という。）（第6号様式）を交付するものとする。ただし、生活保護受給者については「社会福祉法人等利用者負担額軽減決定通知書」（第7号様式）（以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、「社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証」（第8号様式）（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

5 第3項の決定が軽減対象者と認めないものである場合には、区長は、申請者に対し、決定通知書に認めない理由を付して通知するものとする。

（確認証の有効期限等）

第10条 確認証は、確認申請書提出日の属する月の初日から適用するものとする。

- 2 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度の7月末日とする。
ただし、確認証を発行した月が4月、5月、6月又は7月の場合は、当該月の属する年度の7月末日とする。

(確認証の更新)

- 第11条 区長は、確認証の有効期限の後も引き続き確認証の交付が必要な軽減対象者に対し、確認申請書に申告書を添付して、確認証の更新に関する申請をさせるものとする。
- 2 区長は、毎年区長が定める日までに更新の申請をさせるものとする。

(確認証の再交付)

- 第12条 区長は、確認証の交付を受けた者が当該確認証を破損又は紛失した場合には、当該受けた者が行う確認申請書による確認証の再交付に関する申請を受けることができる。
- 2 前項の申請が確認証の破損に基づく場合には、区長は、前項に規定する確認申請書に確認証を添付させるものとする。
- 3 第1項の申請が確認証の紛失に基づくもので、区長が確認証の再交付をした場合には、当該再交付を受けた者が紛失した確認証を発見したときは、直ちに当該発見した確認証を返還させるものとする。

(住所等の変更)

- 第13条 区長は、確認証の交付を受けた者が住所又は氏名を変更した場合には、当該者に対し、速やかに「利用者負担額軽減確認証記載事項変更届」(第9号様式)を提出させるものとする。
- 2 前項の提出は、被保険者証を提示して行わせるものとする。

(確認証の変更)

- 第14条 区長は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、確認証の交付を受けた者に対し、遅滞なく当該確認証を返還させるものとする。
- 一 確認証の有効期限に到ったとき。
 - 二 確認証の交付を受けた者が転居又は死亡により区の被保険者でなくなったとき。
 - 三 要介護被保険者又は要支援被保険者でなくなったとき。
 - 四 その他区長が必要であると認めるとき。

(軽減の方法)

- 第15条 区長は、この要綱に基づいて利用者負担額の軽減を受けようとする確認証の交付を受けた者に対し、対象サービスを受ける際に、対象サービスを受けようとする事業者が第4条第2項又は第3項の申し出を行ったものか確認させた上、当該事業者に対し確認証の提示をさせるものとする。
- 2 区長は、前項により確認証の提示を受けた事業者に対し、当該提示をした者について確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減をさせるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第5条第2項、第3項及び第6条の規定は、平成15年7月分における社会福祉法人等及び民間事業者による軽減対象者への対象サービスの提供(以下「サービス提供」という。)から適用し、平成15年6月分までのサービス提供については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第5条第2項及び第3項、第6条並びに第7条の規定は、平成17年10月分における社会福祉法人等及び民間事業者による軽減対象者への対象サービスの提供(以下「サービス提供」という。)について適用し、平成17年9月分までのサービス提供については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 確認証を発行した月が平成26年7月の場合の有効期限は、平成27年7月末日とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条に該当する者については、第7条の規定に関わらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- 3 平成27年度及び平成28年度においては、自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第8条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は、第3条～第7条及び第9条～第15条のとおり

とする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。